

令和 7 年 6 月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(6 月 1 7 日追加提出分)

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 5 8 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	1

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(1)～(13) (略)		(1)～(13) (略)	
(14) 投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u> 。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>12,800円</u> にその者の職務時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)	(14) 投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u> 。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>14,500円</u> にその者の職務時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
(15) 期日前投票所の投票管理者	同 <u>11,300円</u> 。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>11,300円</u> にその者の職務時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)	(15) 期日前投票所の投票管理者	同 <u>12,800円</u> 。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>12,800円</u> にその者の職務時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
(16) 開票管理者	同 <u>10,800円</u>	(16) 開票管理者	同 <u>12,200円</u>
(17) 選挙長	同 <u>10,800円</u>	(17) 選挙長	同 <u>12,200円</u>
(18) 投票所の投票立会人	同 <u>10,900円</u> 。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> にその者の立会時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)	(18) 投票所の投票立会人	同 <u>12,400円</u> 。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>12,400円</u> にその者の立会時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
(19) 期日前投票所の投票立会人	同 <u>9,600円</u> 。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>9,600円</u> にその者の立会時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)	(19) 期日前投票所の投票立会人	同 <u>10,900円</u> 。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、 <u>10,900円</u> にその者の立会時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
(20) 開票立会人	同 <u>8,900円</u>	(20) 開票立会人	同 <u>10,100円</u>

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
(21) 選挙立会人	同 <u>8,900円</u>	(21) 選挙立会人	同 <u>10,100円</u>
(22)～(36) (略)		(22)～(36) (略)	
備考 (略)		備考 (略)	